

社会基盤施設等探訪業務委託（地域振興・探訪）
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、「社会基盤施設等探訪業務委託（地域振興・探訪）」において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

社会基盤施設等探訪業務委託（地域振興・探訪）

(2) 業務内容

別記「仕様書」のとおり。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和9年1月29日まで

(4) 委託の上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 現在予定している金額であり、交付金の交付決定において変更・中止となる場合がある。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は契約候補者に損害が生じても、その損害については一切負担しない。

3 参加資格等

単体企業で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

- ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の規定による政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）の規定による宗教団体の統制下にある者でないこと。
- (7) 募集要領を公示した日前3年間において、役員等が刑法に定める容疑により逮捕または起訴された者でないこと。
- (8) 法人格を有すること。
- (9) 県税を滞納している者でないこと。
- (10) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県土木部まちづくり推進課（以下、「まち課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

<URL>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/syakaikiban-r8keiyaku.html>

5 質問の受付等

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年3月30日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」をPDFで添付し、電子メールにより事務局へ提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、まち課のホームページで令和8年3月31日（火）までに随時公表する。

6 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書（第2号様式）」をPDFで添付し、電子メールにより提出期限までに事務局へ提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。

(1) 提出期限

令和8年4月6日（月）午後4時（必着）

(2) その他

参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 参加表明書の提出」を行ったうえで、下記（3）の提出書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出期限までに事務局へ提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月15日（水）午後4時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送又は電子メール等の電子媒体

ア 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時とする。

イ 郵送の場合は、郵便書留により、提出期限内到着とする。

ウ 電子メール等の電子媒体による提出の場合は、提出期限までに着信したものとす。送付後は電話にて着信確認をすること。なお、FAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

仕様書に基づき、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

ア 企画提案書（任意様式で日本工業規格A4版とする）

※企画提案書は10頁以内（表紙は除く）とし、以下の内容を盛り込むこと。

①業務遂行に当たっての実施方針

②スケジュール

※本業務の契約締結予定を5月中旬として作成すること。

③モデルコース（案）及びテーマ

※本業務で制作するモデルコースの案として、モデルコース（案）及びテーマを提案すること。

④モニターツアーの開催方法

※本業務で実施するモニターツアーの開催方法（テーマ、参加者の知識を深めるプログラム、ツアー行程、ツアー催行時期、ツアー本数、募集方法等）について提案すること。

⑤情報発信・ポータルサイト拡充

※本業務で制作する施設紹介動画、デジタルパンフレット、展示パネル等の内容（コンセプト、構成、撮影方法、制作方法等）について提案すること。

※その他、SNS等の活用など、効果的な情報発信の手法があれば提案すること。

イ 見積書（任意様式で日本工業規格A4版とする）

※見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。

ウ 会社概要書（第3号様式）

※必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とする。

※類似業務の主な実績については、過去5カ年（平成31年度以降）に国の機関又は地方公共団体発注の観光ツアーやモデルコースに関する企画提案、実証実験等、本業務に技術上類似する業務を実施した実績を5件まで記載すること。

エ 業務実施体制書（第4号様式）

※責任者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者をいう。

※主担当者とは、責任者のもとで各業務内容を主に担当する者をいう。

※責任者は、主担当者を兼ねることができる。

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

カ 業務実績

※上記ウで記載した実績の全てについて、業務内容が分かる資料（契約書・仕様書等の写し）を提出すること。

キ 責任者の業務実績（任意様式で日本工業規格A4版とする）

※上記エに記載した責任者が、過去5カ年（令和2年度以降）に国の機関又は地方公共団体発注の観光ツアーやモデルコースに関する企画提案、実証実験等、本業務に技術上類似する業務を実施した実績（5件まで）について、時期、発注元、業務名、業務内容、受注額等を記載し、提出すること。

（4）提出部数

持参又は郵送の場合、正本1部及び副本9部の計10部とするが、提出書類のうち、オ、カ、キは正本1部のみとすること。

また、電子メール等、電子媒体の場合は、1つのPDFファイルに統合して提出することとし、提出資料には頁番号を付すること。

8 プロポーザルに係る留意事項

（1）失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 企画提案書等に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 企画提案書等に不備があった場合

- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 企画提案書等の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本募集要領に違反すると認められた場合
- キ 別途設置するプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- ク 前２（４）における委託の上限額を超える提案があった場合
- ケ 提出された実施体制書では業務の確実な遂行が困難と判断した場合
- コ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

（２）複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等を提出することはできない。

（３）辞退

企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

（５）その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提出された企画提案書等の内容変更、差し替え又は再提出は認めない。
- ウ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- エ 提案にあたっては、本募集要領に定める業務内容の他、委託の上限額内で執行が可能であれば、追加提案等により、より効果的な手法の提案をしても構わない。
- オ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- カ 提出された企画提案書等は、原則、公表しない。

９ プロポーザルの審査に関する事項

（１）選定方式

契約候補者（単独随意契約の予定者）の選定は、審査委員会が行うものとする。

審査委員会は、企画提案書等の書面審査を行い、プレゼンテーション審査（以下、「プレゼン審査」という。）の対象者（上位３者以内）を選定する。契約候補者は、プレゼン審査対象者の中から、書面審査及びプレゼン審査の結果を総合的に勘案し選定する。

（２）プレゼンテーション審査

ア 日程（予定）

令和８年４月２４日（金）

※都合により変更となる場合がある。

イ 場所（予定）

福島県庁内又は福島県庁周辺の会議室

ウ 方法

- ① 提出された企画提案書の説明を受け、審査委員から質疑を行う。
- ② 企画提案書の説明時間は15分以内とし、質疑は10分程度で実施する。
- ③ プレゼン審査への出席は、2名以内とする。
- ④ 説明に際して用いることができる資料は、提出された企画提案書のみとする。
また、説明時にプロジェクターを使用することも可能とするが、追加資料の配付は認めない。

エ その他

- ① プレゼン審査対象者には、参集時間及び審査会場を別途通知する。また、プレゼン審査の対象とならなかった者には別途その旨を通知する。
- ② 事務局都合等により、ウェブ形式に変更する場合がある。変更する場合は、別途連絡する。

(3) 評価基準及び配点（100点満点）

評価項目（配点）	評価の視点
事業の理解度（4点）	目的及び業務内容を十分に理解した内容となっているか。
スケジュール（4点）	各業務の実施内容及びその手順が適切で実現可能な内容となっているか。
モデルコース（案）及びテーマ（20点）	提案されたモデルコース（案）及びテーマが業務目的に合致しているか。また、周遊ルートやストーリー性等が論理的かつ実現可能か。
モニターツアーの開催方法（30点）	提案されたモニターツアーのテーマが業務目的に合致しているか。また、ツアー行程、参加者へのプログラム、募集方法等が論理的かつ実現可能か。
施設紹介動画の内容（20点）	提案された施設紹介動画のコンセプトが業務目的に合致するとともに、旅行者にインフラツーリズムの魅力が伝わる内容か。また、構成、撮影方法はコンセプトに対して適切かつ実現可能か。
その他SNS等を活用した情報発信の内容（10点）	提案された内容は、話題性や拡散性が期待できるものか。
業務実績（4点）	観光ツアーやモデルコースに関する企画提案、実証実験等の履行実績があり、十分なノウハウを有しているか。
実施体制（4点）	業務遂行のための十分な人員体制が整えられており、責任者等は実績や知識を有しているか。
見積額（4点）	業務遂行に必要な経費（内訳）が妥当であるか。

・評価項目毎に各審査委員の平均評価点を算出し、その合計評価点の最も高かった者

を契約候補者とする。

- ・なお平均評価点は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位にまるめる。
- ・契約候補者となる者については、企画提案書等の提出者数に限らず、評価点の合計が60点以上であることを条件とする。

(4) 審査結果の通知等

審査結果は、企画提案書等の提出者全員に書面にて通知するとともに公表する。

なお、契約候補者に選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について説明を求めることができる。

10 スケジュール

項目	日程
「質問書」の受付期限	令和8年3月30日(月)午後4時
「質問書」の回答(HP公表)	令和8年4月2日(木)
「参加表明書」の提出期限	令和8年4月6日(月)午後4時
「企画提案書等」の提出期限	令和8年4月15日(水)午後4時
プレゼン審査対象者の通知	令和8年4月21日(火)予定
プレゼン審査	令和8年4月24日(金)予定
審査結果の通知	令和8年4月28日(火)以降
契約締結	令和8年5月中旬予定

11 契約手続等

(1) 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者と仕様書等の協議及び福島県財務規則に基づき契約交渉を行うものとする。

なお、契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議を行うものとする。

(2) 提案内容の担保

契約締結後、企画提案書等に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

12 書類の提出先及び問い合わせ先(事務局)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部まちづくり推進課
電話番号：024-521-7511 FAX：024-521-7956
E-mail：machizukuri@pref.fukushima.lg.jp